

新基本計画の施策体系(案)

資料4

現計画			新計画		
基本目標	重点目標	今後の方策	基本目標	重点目標	今後の方策(案)
I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	① DV理解のための広報・啓発の実施 ② 家庭・地域・職場における啓発	I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	改 ① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施 ② 家庭・地域・職場における啓発
	2 若年層への教育・啓発	① 小学校、中学校、高等学校等における教育・啓発 ② 民間団体との連携 ③ デートDV防止のための啓発		2 若年層への教育・啓発の強化	① 小学校、中学校、高等学校等における教育・啓発 ② 民間団体との連携 ③ デートDV防止のための啓発 新 ④ SNS等を活用したDV予防教育・啓発等の実施
	3 調査研究への取組み	① 男女間における暴力に関する調査の実施 ② 加害者対策への取組み		3 調査研究への取組み	① 男女間における暴力に関する調査の実施 ② 加害者対策への取組み
II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	4 発見・通報等に関する体制整備	① DV発見・通報のための周知 ② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ ③ 児童相談所等との連携 ④ 医療関係者への周知	II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	4 発見・通報等に関する体制整備	① DV発見・通報のための周知 ② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ ③ 児童相談所等との連携 ④ 医療関係者への周知
	5 通報への適切な対応	① 被害者の緊急時における安全確保 ② 配偶者暴力相談支援センターにおける対応 ③ 警察における対応 ④ 関係機関の連携による対応 ⑤ 教育機関・医療機関における対応		5 通報への適切な対応	改 ① 被害者と同伴家族の緊急時における安全確保 ② 配偶者暴力相談支援センターにおける対応 ③ 警察における対応 ④ 関係機関の連携による対応 ⑤ 教育機関・医療機関における対応
	6 相談体制の充実	① 身近な地域での相談窓口の充実 ② 女性相談センターの相談機能の強化 ③ 警察の相談体制の充実		6 相談体制の充実	① 身近な地域での相談窓口の充実 ② 女性相談センターの相談機能の強化 ③ 警察の相談体制の充実 改 ④ 男性や性的少数者からの相談体制の整備 新 ⑤ 多様な相談窓口の情報提供と周知の強化
	7 職務関係者等の能力向上への取組み強化	① 相談窓口職員の研修の充実 ② 相談員のメンタルヘルスケアの充実 ③ 職務関係者等に対する研修		7 職務関係者等の能力向上への取組み強化	① 相談窓口職員の研修の充実 ② 相談員のメンタルヘルスケアの充実 ③ 職務関係者等に対する研修
	8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実	① 支援情報の提供 ② 相談体制の充実 ③ 高齢者世帯等への見守り体制の構築 ④ 男性からの相談への対応		8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実	① 支援情報の提供 ② 相談体制の充実 ③ 高齢者世帯等への見守り体制の構築 (II-6 相談体制の充実に移動)
	9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備	① 女性相談センターにおける一時保護体制の充実 ② 医学的・心理学的ケアの充実 ③ 保護命令の通知を受けた場合の安全確保		9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備	① 女性相談センターにおける一時保護体制の充実 ② 医学的・心理学的ケアの充実 ③ 保護命令の通知を受けた場合の安全確保 新 ④ 多様なニーズに対応した一時保護体制の構築 ⑤ 広域連携の推進
	10 心身の健康回復に向けた支援	① カウンセリングや特別相談の実施 ② 女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施 ③ 自助グループの活動支援		10 心身の健康回復に向けた支援	① カウンセリングや特別相談の実施 ② 女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施 ③ 自助グループの活動支援
	11 子どものケア体制の充実	① 子どもの支援のための体制づくり ② 子どもの学習支援及び安全確保		11 子どものケア体制の充実	① 子どもの支援のための体制づくり ② 子どもの学習支援及び安全確保
III 安全な保護体制の構築	9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備	① 女性相談センターにおける一時保護体制の充実 ② 医学的・心理学的ケアの充実 ③ 保護命令の通知を受けた場合の安全確保	III 安全な保護体制の構築	9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備	① 女性相談センターにおける一時保護体制の充実 ② 医学的・心理学的ケアの充実 ③ 保護命令の通知を受けた場合の安全確保 新 ④ 多様なニーズに対応した一時保護体制の構築 ⑤ 広域連携の推進
	10 心身の健康回復に向けた支援	① カウンセリングや特別相談の実施 ② 女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施 ③ 自助グループの活動支援		10 心身の健康回復に向けた支援	① カウンセリングや特別相談の実施 ② 女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施 ③ 自助グループの活動支援
IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化	12 関係機関との連絡調整	① 手続きの一元化等 ② 被害者等に係る情報の保護 ③ 各種法制度の情報提供等の充実	IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化	12 関係機関との連絡調整	① 手続きの一元化等 ② 被害者等に係る情報の保護 ③ 各種法制度の情報提供等の充実
	13 生活基盤確立のための支援	① 法的な手続きについての支援 ② ひとり親世帯の自立支援 ③ 子どもとともに生活する被害者への支援 ④ 就業支援の充実 ⑤ 住宅の確保に向けた支援		13 生活基盤確立のための支援	改 ④ 被害者の子どもに対するサポートの充実 ⑤ 就業支援の充実 ⑥ 住宅の確保に向けた支援
V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備	14 地域における取組みの強化	① 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ② 市町村基本計画策定の推進 ③ 身近な地域での相談窓口の充実(再掲) ④ 市町村における相談体制強化に向けた支援 ⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力	V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備	14 地域における取組みの強化	① 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ② 市町村基本計画策定の推進 ③ 身近な地域での相談窓口の充実(再掲) 改 ④ 市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援 ⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力
	15 関係機関の連携協力体制の強化	① 富山県DV対策連絡協議会の充実 ② 配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備		15 関係機関の連携協力体制の強化	① 富山県DV対策連絡協議会の充実 ② 配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備 新 ③ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進 新 ④ 関連する地域ネットワークとの連携協力
	16 民間団体との連携・協働	① 民間団体との連携と協働 ② 民間団体等への支援		16 民間団体との連携・協働の充実	改 ② 民間団体等への支援の強化
	17 苦情処理体制の整備			17 苦情処理体制の整備	

・精神的暴力が夫婦間でも暴力との認識が4~5割程度。
・精神的、経済的、性的暴力がDVであることの認識が低いという委員ご意見。

・若年層からの人権教育が重要との委員ご意見。
・国の基本的な方針において、若年層への教育啓発について、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用することが追加されたこと。

・DV防止法改正により、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれるため。

・男性相談の通年開催が必要との委員ご意見。
・委員ご意見から性的少数者への対応を検討。

・「加害者に暴力をやめるよう話した」が10.4%減少。
・まだ知られていない相談窓口の洗い出し、周知が必要という委員ご意見。
・コロナ禍でDV被害がみえにくくなっているとの委員ご意見。

・中学生以上の男子がいる母子などの一時保護施設が必要との委員ご意見。
・保護や自立支援を担う施設が不足しているとの委員ご意見。

・DV被害者が加害者と別れなかった理由として、女性では「子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから」が大多数。

・市町村の庁内全体でのDV理解が必要との委員ご意見。
・職員の異動があるなか、相談のなかから原因がDVにあることに気づく職員の力の定着が課題という委員ご意見。

・DV対応と児童虐待対応との個別的、具体的連携が必要との委員ご意見。
・国の基本的な方針において、DV被害者の保護にあたり、児童相談所との相互連携、配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画が追記されたため。

・民間の取組みを行政が支援していくべき、との委員ご意見。